



税务士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

Question

令和8年度 税制改正

Answer

【概要】

令和8年度の税制改正は、令和7年12月19日に自民党、日本維新の会によって税制改正大綱が決定され、同月26日に閣議決定されたところです。

【主な改正内容について】

組合がパソコンを導入するに当って、検討するべき主な改正点について説明します。

『中小企業者等への少額減価償却資産の損金算入の特例措置の延長等』

この制度は、中小企業者等（組合を含みます）が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度に全額損金算入できる制度です。

（租税特別措置法第67条の5他）

〈改正の内容〉

- (1) 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満に引き上げられます。
- (2) 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外したうえで適用期限が3年間延長されます。

〈改正の主旨〉

この制度は、中小企業の事務負担に配慮して、平成15年度において創設されました。取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることで、減価償却資産の管理、納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力、事業効率の向上を図ることを目的としたものであります。このたびの改正は、パソコン等の取得促進を進めることで、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率を引き下げる効果を目指しています。



【留意点】

- (1) この度の改正については、その後の国会審議を経て、通常は3月末に可決し、4月1日に施行されることが多いですが、成立するまでは確定していないので留意してください。
 - (2) 購入した減価償却資産の取得価額は、原則として、その資産の購入対価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用との合計額とされています。引取運賃、購入手数料などその資産の購入のために要した費用も含まれます。
- また、組合が消費税を税込により経理している場合は、消費税を含めた価額により判定をしますので留意してください。
- (3) この特例制度の改正に伴い、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制における工具・器具及び備品についても改正が行われていますので留意してください。